

ひかり電話録音サービス（RecACEplus）利用契約兼専用機器売買契約 約款

はじめに

本ひかり電話録音サービス（RecACEplus）利用契約兼専用機器売買契約 約款（以下「本約款」といい、本ひかり電話録音サービス（RecACEplus）利用契約を「本サービス契約」、専用機器売買契約を「本機器売買契約」、両契約を併せて「本契約」といいます。）における当事者を次のとおりとします。

甲：株式会社アSEND

乙：甲が提供するひかり電話録音サービス（RecACEplus）及びこれに関連するサービス（併せて以下「本サービス」といいます。）並びに本サービスに関連する専用機器（以下「本機器」といいます。）の販売に対し利用申込をした者及び利用する者

本約款には、甲が乙に提供する本サービスの提供条件及び甲の乙に対する本機器の販売条件並びに甲及び乙の間の権利義務が定められています。

本サービスの利用及び本機器の購入に際しては、本約款の全文をお読み頂いたうえで、本約款に同意頂きますようお願い致します。

〔基本条項（本サービス提供/本機器の売買共通）〕

第1条（本サービス契約の有効期間）

本サービス契約の有効期間は、ひかり電話録音サービス（RecACEplus）利用契約 兼 専用機器売買契約申込書（以下「申込書」といいます。）「4. 本サービスの利用料及び本機器の購入費用」に定める期間（以下「当初契約期間」といいます。）とします。

2. 本サービス契約において別途定める場合を除き、本サービス契約は、当初契約期間中は解約できないものとします。
3. 乙から当初契約期間の満了日より1か月以上前に本サービス契約の有効期間の延長の申込みがあった場合、乙に本サービス契約（本約款を含みます。）の違反がない限り、本サービス契約は従前と同一の条件（但し、本サービス契約の有効期間を除きます。）で延長されるものとし、以後繰り返し延長するときも同様とします。但し、本サービス契約の有効期間の満了日までに乙から本サービス契約の終了又は延長の申込みの意思表示がなされない場合、乙から甲に対して1か月間延長の申込みがあったものとみなし、以後も同様とします。
4. 前項本文にもかかわらず、甲は、乙から前項第1文に基づく本サービス契約の有効期間の延長の申込みがあった場合（前項但書の場合を含みます。）でも、本機器の修理又は取替えに過大な費用又は時間を要するおそれがある場合、その他本サービス契約内容についての改訂を要する場合には、本サービス契約の有効期間の延長を行わないことができるものとします。但し、従前の契約内容について改訂のうえ改めて甲乙間において契約締結を行うことを妨げません。

第2条（本サービス契約の解除）

乙が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、催告期間を設けることなく、通知のみにより直ちに本サー

ビス契約を解除することができます。この場合、乙は、甲に対し、未払の本サービス料等（第4条に定義します。なお、当初契約期間中に本サービス契約が解除された場合には、当初契約期間の残期間に対応する本サービス料等を含みます。）その他甲に対する金銭債務全額を直ちに支払い、甲になお損害、損失又は費用（以下「損害等」といいます。）があるときはその全額を直ちに賠償するものとします。

- （1）本サービス料等の支払を1回でも遅滞し、又は本約款の各条項のいずれかに違反したとき
- （2）支払を停止し、又は手形・小切手の不渡報告、若しくは電子債権の支払不能通知があったとき
- （3）保全処分、強制執行、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立てがあったとき
- （4）営業を休廃止し、又は解散したとき
- （5）営業不振であり、又は営業の継続が困難であると甲が判断したとき
- （6）株主構成又は経営主体等の全部又は一部に重大な変更があり、本サービス契約を継続することに支障があると甲が判断したとき
- （7）その他甲乙間の信頼関係を損ねる行為をしたとき

第3条（本サービス契約の解約及び解約予告）

乙が、当初契約期間満了後に本サービス契約の解約を希望する場合、甲が所定する方法によって届け出るものとし、その場合、当該届出が甲に到着した日の属する月の翌月末日をもって本サービス契約は解約されるものとします。

2. 乙が、当初契約期間満了前に本サービス契約の解約を希望するときは、前項の届出に加え、当初契約期間の残存月数（1か月未満切上げ）分に相当する本サービス料等（第4条。その他乙が甲に支払うべき金員が存する場合は当該金員を含みます。）のうち、未払の金員が存する場合については、乙から甲に対する当該金員全額の支払いが完了したときに本サービス契約の解約の効力が生じるものとします。

第4条（料金）

乙は、甲に対し、本契約に基づく甲の乙に対する本サービスの提供及び本機器の売買対価として、申込書「4. 本サービスの利用料及び本機器の購入費用」に基づき甲が乙宛に別途提示した金額（以下、本サービスの利用料を「本サービス利用料」、本機器の購入費用を「本機器購入代金」、両者を併せて「本サービス料等」といいます。）を、甲が別途指定する支払期限までに、申込書記載の支払方法により支払うものとします。なお、当該支払に要する手数料その他の費用は乙の負担とします。

2. 甲は、乙と合意のうえ、本サービス契約の有効期間中、経済事情の変動等により、本サービス料の金額を変更できるものとします。

[本サービス提供に関する条項]

第5条（本サービス提供条件）

甲は、乙に対して本サービスを提供する義務を負うものとします。但し、乙は、自らの責任と費用（日本電信電話株式会社等の電話回線事業者への利用料金の支払を含みますが、これに限りません。）により日本電信電話株式会社等の電話回線事業者との間でひかり電話及びナンバーディスプレイオプション又はそれらに相当するサービスを、本サービスの利用のために契約を締結するものとし、乙の環境によっては、甲が乙に本サービスを提供できない場合や本サービスの提供内容が制約される可能性があることにつき予め了承し、その場合でも、それに伴う本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

2. 乙が本サービスを利用するために必要な ID とパスワードは、甲が乙に対して付与するものとします。乙は、自らの責任により、甲から付与された ID とパスワードが不正使用されないように厳格に管理するものとし、いかなる場合も、第三者に当該 ID やパスワードを開示ないし貸与することはできないものとします。甲は、当該 ID とパスワードの不正利用によって乙その他の者に生じた損害等について一切責任を負わず、当該 ID とパスワードに基づき行われた本サービスの利用行為については、全て乙に帰属するものとみなすことができるものとします。

第 6 条（録音品質・録音音声テキスト化品質についての甲の免責）

乙は、本サービスの最大チャンネル数は申込書「4. 本サービスの利用料及び本機器の購入費用」に定めるチャンネル数とし、それを超えた場合には、録音品質が低下するか、又は、録音されない可能性があること、また、録音音声テキスト化の内容について完全な正確性を保証致しかねることにつき予め了承し、その場合でも、それに伴う本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

2. 乙は、本サービスの利用に際し、機器や設備の故障、不具合など原因を問わず録音品質が低下するか、若しくは、一部の通話が録音されない可能性があること、又は、録音音声テキスト化の内容について正確性が保証されていないことにつき予め了承し、その場合でも、それに伴う本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

第 7 条（甲の免責について）

乙は、本サービスに基づき録音ないしテキスト化された乙の通話の音声データ（それに含まれる個人情報を含み、以下「本データ」といいます。）については、必要に応じて通話者の承諾を得るなど通話者のプライバシーや個人情報等にも十分配慮したうえで、全て自らの責任で適法かつ適切に管理・保全等するものとし、甲は、本データが通話者の承諾なく録音されたこと、本データが裁判やインターネット等で通話者の承諾なく利用ないし公開等されたこと、ネット障害、誤操作、その他原因の如何を問わず、本データの消去、滅失、漏洩等に起因して、乙その他の第三者に生じた損害等に関して、一切責任を負わず、それらに関連して甲に損害等が生じた場合には、乙は甲に速やかに補償するものとします。その他、甲は、その故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかった場合その他本契約において別途定められている場合を除き、本サービスに係る一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（録音データの保持期間及び利用）

甲による本データの保持期間は、本データが録音された日から 1 年間（但し、その保持期間の延伸を乙と契約している場合はその期間）又は本サービス契約の終了日のいずれか早く到来する日までとし、それ以降は、

甲は、乙の了解を得ることなく、本データを消去できるものとし、甲は、かかる本データの消去から乙その他の第三者に生じる損害等について一切責任を負わないものとします。

2. 甲は、本サービスに付随して、乙の同意を得て、本データをテキスト化するサービスを提供することがあります。この場合、本データないしテキスト化された本データ（以下「本データ等」といいます。）へのアクセスは、乙のために設定された ID とパスワードにより制限されており、乙自身のほかは、同 ID とパスワードの使用権限を有する甲の社員のみがアクセスできます。甲の社員は、乙に本サービスを提供するうえで合理的必要性が認められる場合及び緊急の場合を除き、乙の個別の承諾を得ずに、本データ等にアクセスしませんが、音声データのテキスト化の精度向上のために、同テキスト化のテストを行うことがあります。その場合、作成されたテキストは、テスト終了後速やかに消去されます。
3. 前項にかかわらず、甲は、裁判所その他の法的な権限のある官公庁の命令等により本データ等の開示ないし提出を求められた場合には、かかる命令等に従って本データ等の開示ないし提出を行うことができるものとし、その場合でも、乙は、本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

第 9 条（本サービスの利用中止及び利用停止並びに追加・変更）

甲は、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前の予告なく、本サービスの提供を中止又は停止する場合があります。その場合でも、乙は、本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

- （1）甲の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- （2）乙が甲と契約を締結している又は締結していた電気通信サービスに係る料金その他何らかの債務について、支払期日を経過してもなお支払われない場合
- （3）乙が本サービス契約（本約款を含みます。）の規定に反する行為をした場合
- （4）乙が甲の業務の遂行又は電気通信設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をした場合

2. 甲は、本サービスの機能追加・改善等を目的として、その裁量により、本サービスの全部又は一部を追加ないし変更することがあります。なお、当該追加ないし変更により、変更前の本サービスの全ての機能や性能が維持されない場合があります。乙は、かかる本サービスの機能や性能の低下等が生じた場合でも、本サービス料等の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。

第 10 条（本サービスの終了）

甲は、乙に事前に通知した上、本サービス契約の有効期間に係わらず、いつでも、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。

2. 前項の通知の方法及び効力等については、本約款の定めによります。
3. 甲が本条に定める手続によって本サービスの提供を終了した場合、本サービスの終了に伴い乙又は第三者に生じる損害、損失、若しくはその他の費用の賠償又は補償を免れるものとします。但し、乙が甲へ本サービス利用料金を前受金として支払っている場合、甲は、乙に対して、本サービスの終了日が属する月の翌月以降分の前受金を乙に返金するものとします。なお、当該返金額には前受金の受領時から返金の時点までの利息は付されないものとします。

[本機器の売買に関する条項]

第 11 条（本機器の引渡し）

甲は、乙に対して、乙の指定する日本国内の設置場所において、本機器を引き渡すものとします。

2. 甲の乙に対する本機器の引渡しの方法は甲が決定し、乙はこの決定に従うとともに、その引渡しに要する費用（本機器の配送料を含みます。）は甲が負担します。
3. 乙は、甲から本機器を受領した後 10 日以内に、甲所定の書面（以下「物件受領書」といいます。）を甲に交付します。

第 12 条（契約内容不適合等）

甲は、乙に対し、本機器の引渡し時又は物件受領書交付時において本機器が正常な性能を備えていることのみを担保し、本機器の商品性又は乙の使用目的への適合性その他本機器の品質等については担保しません。

2. 乙が甲に対し物件受領書を交付した場合、乙が本機器を受領した後 10 日以内に本機器の品質等が本機器売買契約の内容に適合していないこと及び瑕疵があることにつき甲に対して通知をしなかった場合、又は乙が本機器を受領した後 10 日以内に物件受領書を甲に交付しなかった場合、本機器の品質等は本機器売買契約の内容に適合し、かつ、瑕疵のない状態で乙に引渡されたものとみなし、乙は、甲に対し、第 14 条に定める保守サービスを除き、本機器と同等の機能を有する代替物件の引渡し、本機器の修理、不足分の引渡し、損害等の賠償請求並びに本機器売買契約の解除をすることができないものとします。

第 13 条（本機器の滅失・毀損）

乙の責に帰すべき事由によらず、本機器が滅失又は毀損（所有権の制限を含みます。以下同じです。）した場合は、甲は、乙に対し、第 14 条の定めにより保守サービスを提供します。甲が提供する保守サービスにより本機器の修理及び代替物件の引渡しが行われない場合、甲及び乙は、別途合意により本機器売買契約の全部又は一部を解除できるものとします。

第 14 条（保守サービスの内容）

本機器の保証期間は、甲が乙に別途通知するものとし、その保証期間において甲は乙に本機器の保守サービスを提供します。本機器の保守サービスの種類及び内容は、以下の A 又は B の通りとします。

2. 甲が乙に提供する本機器の保守サービスの内容は、乙が以下の A 又は B のうちのいずれの方法を希望するかを甲に通知した後、甲が、その裁量により以下の A 又は B のうちのいずれかを指定して決定されるものとし、必ずしも乙の希望どおり提供されるものではありませんが、乙は甲のかかる決定に本サービス料等又は第 5 項の費用の免除ないし減額その他一切の異議を唱えないものとします。
3. 前二項にもかかわらず、甲が乙に提供する本機器の保守サービスは、甲の乙に対する本機器の引渡し後、乙の責めに帰すべき事由によらず、本機器が正常に作動しなくなった場合に限り、提供されるものとします。
4. 本条に定める保守サービスの提供において、本機器を正常に作動させる事が不可能な場合又は本機器の修理若しくは代替物件の引渡しに過大な費用若しくは時間を要すると甲がその裁量により判断した場合、甲は、そ

れ以上の本機器の保守サービスを提供する義務を負わず、本機器売買契約の全部又は一部を解除することができるとします。

5. 甲は、不可抗力その他甲の責に帰すべき事由によらず、本条に定める保守サービスを提供できず又は提供が困難な場合には、その責を一切負わないものとします。

A. 有償修理

(1) 乙が希望し、甲が承諾した場合、甲は、本機器の修理を有償で行います。なお、本機器の破損又は乙の故意若しくは過失による故障の修理は有償となります。また、当該修理にあたり配送料、出張費等が発生した場合、乙は、甲の請求により、当該実費相当額を修理費用と併せて直ちに甲に支払うものとします。

(2) 乙は、前項に定める修理費用等について、甲からの請求により、甲が別途指定する支払期限までに、申込書に記載の方法により支払うものとします。なお、当該支払に要する手数料は乙の負担とします。

(3) 本約款第1条に基づき本サービス契約を延長する場合、甲は、従前と同一条件で引き続き本機器の保守サービスの提供を行います。

B. センドバック方式

(1) 甲は、本機器を乙が通常利用していたにもかかわらず、乙の故意又は過失によらず故障した場合は、センドバック方式で、無償にて、本機器を代替物件と交換します。但し、配送料、出張費等が発生した場合には、乙は当該実費相当額を負担するものとし、甲の請求により直ちに甲に支払うものとします。また、故障した本機器を甲の専門スタッフが解体し、故障した原因を確認し、故障が乙の故意又は過失によるものと判明した場合には、甲は、乙に対して、代替物件との交換費用相当額を請求できるものとします。

[一般条項（本サービス提供/本機器の売買共通）]

第15条（ソフトウェアの複製等の禁止）

乙は、本機器の全部又は一部を構成するソフトウェア製品（以下「本機器ソフトウェア」といいます。）に関し、次の行為を行うことはできません。

- (1) 有償、無償を問わず、本機器ソフトウェアを第三者に譲渡し、又は第三者のために再使用权を設定すること
- (2) 本機器ソフトウェアを本機器以外のものに利用すること
- (3) 本機器ソフトウェアを複製すること
- (4) 本機器ソフトウェアを変更又は改作すること
- (5) 本機器ソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを取得しようとする行為
- (6) 本契約（本約款を含みます。）で明示的に許諾された範囲を超えて本機器を使用する行為
- (7) 甲又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

第16条（支払遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、乙は甲に対し、支払期日の翌日より完済に至るまでの期間について、年 14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

第 17 条（甲の責任及び損害賠償の範囲）

甲は、本機器及び本サービスの完全性、目的適合性、有用性については一切保証しないものとします。

2. 甲に故意又は重大な過失があった場合を除き、甲は、乙に対して、本機器及び本サービスに係る一切の責任を負わないものとします。また、甲の故意又は重大な過失に基づき乙に損害を与えた場合において、甲の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的又は派生的に発生した損害（逸失利益や休業損害を含みます。）は含まないものとし、その損害賠償額は、甲が乙から受領済みの本サービス利用料金の合計額を上限とします。また、甲は、乙が本機器及び本サービスを利用した結果及びその影響（乙と乙の顧客とのトラブルを含みますが、これに限りません。）に関して一切責任を負わないものとし、甲に損害等が生じた場合には、乙は甲に対して速やかに補償するものとします。

第 18 条（権利譲渡の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ないで、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に差し入れる等、一切の処分をしてはならないものとします。

第 19 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合には、必要に応じ、甲乙協議してこれを解決するものとします。

第 20 条（準拠法及び裁判管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約についての一切の紛争は、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自らが及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）
- （2）暴力団員等に経営を支配され、又は経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
- （3）自己又は第三者の不正利益目的又は第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
- （4）暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
- （5）犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪（以下

「犯罪」といいます。)に該当する罪を犯した者

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為

(2) 脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為をし、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(3) 犯罪に該当する罪に該当する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

3. 甲又は乙が前二項に違反したときは、本契約違反に該当するものとし、相手方は、催告のみならず違反した当事者に対する通知も行わず本契約を直ちに解除することができるものとします。これにより違反した当事者に損害等が生じた場合にも、相手方はなんらの責任も負担しないものとします。

第 22 条 (秘密保持)

乙は、本契約の有効期間中及び本契約終了後において、本契約に基づき知り得た情報 (以下「秘密情報」といいます。) について、これを厳重に管理するとともに、秘密を厳守し、本契約の目的以外のためにこれを自ら使用してはならず、かつ、第三者に開示若しくは漏洩し又は使用させてはならないものとします。

2. 乙は、前項の義務を遵守するため、秘密情報にアクセスする自己の役員及び従業員等 (派遣社員及びアルバイト等並びに退職者を含みます。以下同じです。) に対して、本条と同等な内容の秘密保持義務を課すものとし、当該役員又は従業員等がこれに違反したときは、乙自らがこれに違反したものとみなされるものとします。

(付則) 本約款は、申込書に記載されたお申込日以降に締結される本契約について適用されます。なお、甲は、必要に応じて、民法第 548 条の定めに従い、本約款の内容を改定できるものとします。甲は、本約款を改定する場合、乙に対して、本約款を改定する旨、改定後の本約款の内容及びその効力発生時期を電子メール、甲のホームページ上への一般掲示、その他甲が適当と認める方法により行うものとします。

以上